

第 10 回

坂井郡四町合併協議会
会議録



坂井郡四町合併協議会

第10回 坂井郡四町合併協議会

開催日時 平成17年1月13日(木) PM1:30~4:00

開催場所 丸岡町 いきいきプラザ霞の郷 多目的ホール

出席者氏名

会 長	坂本 憲男	委 員	中瀬 輝雄	
副 会 長	林田 恒正		岡本 正義	
	伊藤平一郎		伊藤 聖一	
委 員	木下 恒則		大島 武夫	
	下迫 一美		堂越 茂規	
	井黒虎子男		半田とみ子	
	古道 豊		吉田 典生	
	新郷りう子		事務局長	東村 健治
	釣部 勝義		事務局次長	細江 輝久
	前川 重雄		調整班長	五十嵐和夫
	大西 明道		計画班長	竹田 義昭
坪田榮美子	総務班長		高嶋 優文	

欠席者氏名 松浦 豊 副会長 東野 栄治 委員 青柳 裕 委員
齊藤 繁之助 委員 澤崎 暁子 委員 林 逸男 委員

会議事項

議題 別添「第10回坂井郡四町合併協議会 会議資料」のとおり
議事 別添「会議経過書」のとおり

会議録署名委員 木下 恒則 委員 釣部 勝義 委員

会議録調製 議長 坂本 憲男

第 10 回

坂井郡四町合併協議会
会議経過書



坂井郡四町合併協議会

事務局長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第 10 回坂井郡四町合併協議会を開会致します。本日の進行を担当致します合併協議会事務局の東村です。よろしくお願い致します。

 本日の出席者は 19 名、欠席者は松浦副会長、東野委員、青柳委員、齊藤委員、澤崎委員、林委員、以上 6 名であります。協議会規約第 10 条、会議は委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができないとありますので、定則数に達していることをご報告致します。

 それでは、坂本会長よろしくお願い致します。

会 長 新年あけましておめでとうございます。委員の皆さま方におかれましては、新しい年をご健勝で、またご家族おそろいで、お迎えられましたことと心からお喜び申し上げます。本日は第 10 回坂井郡四町合併協議会ということで開催を致しましたところ、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

 さて、昨年末、春江町長から坂井郡四町合併協議会の不参加の発言がございまして委員各位には大変ご迷惑やご心配をお掛けしております。1 月 6 日から 8 日まで春江町では住民説明会を開催し、その結果、坂井郡 4 町への合併について、住民アンケートを実施することとなったようであります。アンケートの結果が尊重されまして、協議会に再びご参加をしていただくことを望んでおります。

 説明会の内容につきましては、新聞等の報道ですすでにご存知だと思いますので、この場では省かせていただきますが、11 日に 4 町長・議長会を開催し、その席で今後の協議会のあり方について確認を致しました結果、今後も坂井郡四町合併協議会は継続的な協議を行うことと致しました。

 本日の協議会には、春江町長はじめ春江町の委員の皆さん方は欠席をされておりますが、協議会の開催については春江町長からも了解をいただいておりますので、本日は予定通り開催をさせていただきたくもでございます。

 またアンケートにつきましても、次の協議会である 27 日までには実施していただきたいとお願いもしておりますので、委員各位のご協力により本日の協議会を進めさせていただきたいと思っております。

 合併協定項目 46 項のうち、これまでに 26 項目を確認していただき、4 項目が継続協議となっております。

 本日は、新規協議が 8 項目、継続協議が 3 項目となります。特に新市建設計画の「新市まちづくり計画」もお示ししていきますので、さらなるご協議をいただきますようお願いを致します。

 それでは、会議に先立ちまして、会議録署名委員の指名を行います。本協議会会議運営規程第 7 条第 2 項の規定に基づき議長において指名致します。釣部委員、木下委員をお願いを致します。

 それでは、会議に入らせていただきます。それでは、まず報告事項がございますので、報告第 19 号について事務局の説明を願います。

事 務 局 次長の細江でございます。それでは、資料の 1 ページをお開き願います。報告第 19 号ということで、第 8 回の協議会におきまして協議されました事項、協議結果についてご説明させていただきます。

 協議事項と致しましては、7 つの案件がありまして、それぞれご協議をいただきました。

 まず、協議第 30 号「農林水産事業の取扱いについて」、協議第 31 号「商工・観光事業の取扱い について」、2 ページですけれども、協議第 32 号「建

設事業の取扱いについて」、協議第 33 号「学校教育事業の取扱いについて」、3 ページの協議第 34 号「社会福祉協議会の取扱い」につきましては、原案のとおり確認がなされました。

協議第 8 号「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」、協議第 9 号「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」につきましては、継続協議となりました。

4 ページをお開き願います。第 7 回協議会の協議第 28 号「児童福祉事業の取扱い」の中での、放課後児童クラブの調整内容については、一部修正を加えるということでありましたので、調整の結果、斜線部分のとおり、(1) ただし、指導方法等については、合併時まで再編する。を追加し、(4) 月額 6,000 円を 4,000 円とする。ということ修正をさせていただきました。

なお児童クラブについては、厚生省児童家庭局育成環境課長通知による実施要綱に基づき、活動内容にも調整しながら実施をしていき、健全な育成を図っていくということでご報告をさせていただきます。以上でございます。

会 長 　ただ今報告第 19 号のご説明がございました。このことについて何かご質問等ございましたら、お願いを致しますと思います。

　特にご意見はないでしょうか。

　それでは特にご意見もないようでございます。報告第 19 号は原案どおりと致します。

　それでは新規協議として、協議第 35 号「使用料・手数料等の取扱い」について」を事務局から説明を願います。

事 務 局 　6 ページをお開き願います。協議第 35 号「使用料・手数料等の取扱いについて」説明させていただきます。

　使用料・手数料等の取扱いについては、第 6 回協議会において、「使用料・手数料等の取扱い」という項目で、戸籍関係手数料、道路占用料等について協議をいただき確認をさせていただきました。

　本日は、「使用料・手数料等の取扱い」という項目で、公共施設等・使用料についての協議をお願いするものであります。

　7 ページですけれども、7 ページの調整の内容であります。使用料・手数料等の取扱いについては、次のとおりとする。公共施設等使用料については、次のとおり調整する。(1) 同一又は同種の施設使用料については、合併時に統一するよう調整する。(2) 独自の施設使用料については、原則として現行のとおりとする。ということ提案させていただきます。

　8 ページの総括資料であります。ここでは各町の施設名を記載してございます。これら調整の基本的な考え方と致しまして、住民負担の公平性から、受益者負担を原則とし、各施設の人件費を除く維持費相当分を基準としながら、使用料の改定率の上限を設定し、利用者の急激な負担増は避けるといった考えのもとに合併時まで統一をしたいと考えております。同一又は同種の施設使用料については、合併時に統一するよう調整する。

　また、各町独自の施設使用料については、原則として現行のとおりとする。ということあります。9 ページには先進事例が記載をさせていただきます。以上で説明を終わらせていただきます。

会 長 　ただ今事務局の方から、協議第 35 号についての説明がありました。事務

局の説明にありましたように、使用料・手数料については第 7 回で についてご協議いただき、今回は特に公共施設の使用料についてをご協議いただくものでございます。

類似施設であってもこれまでの経過等により施設使用料には差異がありまして、合併時に統一するという調整するものでございます。

この件についてご質問、ご意見等ございましたらお願いを致したいと思います。

委員の皆さん、特にご意見ないでしょうか。ご意見もないようでございます。調整内容としてはこのようにお願いを致したいと思います。いかがでしょうか。

委 員 異議なし。

会 長 それでは、協議第 35 号「使用料・手数料等の取扱い について」は原案のとおり確認されました。ありがとうございました。

次に、協議第 36 号「補助金・交付金等の取扱いについて」を事務局から説明願います。

事 務 局 10 ページをお開き願います。協議第 36 号「補助金・交付金等の取扱いについて」説明をさせていただきます。11 ページの調整の内容であります。補助金・交付金等の取扱いについては、その事業目的、効果を総合的に判断し、経緯や実情にも配慮しつつ、合併時まで次のとおり調整する。1. 同一あるいは同種の団体等に係る補助金・交付金等については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。ただし、統合できるまでの間は、人口・参加団体・実績等を踏まえ調整する。2. 4 町において独自の団体等に係る補助金・交付金等については、制度の経緯や従来からの実績を踏まえ、調整する。3. 同一あるいは同種の事業に係る補助金・交付金等については、制度の統一化に向け調整する。4. 4 町において独自に実施している事業に係る補助金・交付金等については、事業の必要性、実績、効果等を踏まえ、均衡が保たれるよう調整する。5. すでに目的を達成した補助金・交付金については、廃止する。ということで、提案させていただきます。

総括資料と致しまして、12 ページから 22 ページにかけまして、平成 15 年度決算にもとづき 4 町の主な補助金、交付金等を記載してございます。補助金等の取扱いにつきましては、地方自治法において、普通地方公共団体は、その公益上必要のある場合は寄付または補助することができるように規定されており、補助金と致しましては、大きく分けると「団体補助」と「事業補助」に分けられるものでございます。

これらの内容につきましては、行政連携的なもの、誘導的・促進的なもの、また対策的・補償的なもの、あるいは生活支援的・負担軽減的なものとしても大別できるものと考えているものでございます。4 町におきましては、地域の振興、あるいは発展を図るための施策の一環と致しまして、各種団体に対します財政的支援措置、あるいは奨励的な補助、育成に係るものなど各種補助を行っているところでございます。これらの補助金等につきましては、交付団体や補助事業は必ずしも 4 町において画一的なものではなく、その交付要件につきましても様々な形が取られております。また、国あるいは地方公共団体におきまして、行財政改革の観点から見直しを進めるという現状のあることも事実でございます。

そこで、各町に共通している団体については、原則として合併時に統合で

きるよう調整をしたいと考えておりますが、合併時に統合できない団体の補助金については、会員数を基本とするものについては、団体の構成員や下部組織数を基に按分する。人口を基本とするものについては、団体が所属する地区の人口を基に按分する。事業実績、活動内容を基本とするものについては、実績や事業活動の参加数を基に按分する。といった団体補助金の基本的な基準に基づき、補助金を見直し、交付していきたいと考えております。

また、他の団体との統合が可能なもの等につきましては、廃止をしていくということでございます。

23ページには、先進事例が記載をしてございます。以上でございます。

会 長 　　ただ今、協議第36号について事務局から説明がございました。資料には各町の主な補助金等を記載してあります。団体補助や制度上の補助金等相当数があります、これらについて合併時までに調整する考え方をお示ししてあります。これまでの経過を踏まえる必要があるものや、あるいは廃止が必要なものもありますが、できるだけの統一を図っていくものでございます。

この件について、ご質問、ご意見等ございましたらご発言をいただきたいというふうに思います。

堂越委員 　　坂井の堂越です。この交付金や補助金の中のたくさん項目が出ているわけなんですけれども、これ一体どれぐらいの数に統一できるのかなと思って、ちょっとお伺いしたいと思います。

事 務 局 　　調整班の五十嵐です。ただいま、ここに記載されております団体数は600あまりでございます。この中でどれだけ統一できるかというふうなことでございますけれども、今いくつにするというふうなことはこちらの方からはなかなか言えないわけでございますけれども、できるだけ類似団体、または同一というなものにつきましては、合併時までに統合というふうな形で進めてまいりたいというふうにして考えております。

堂越委員 　　すみません。正式な数っていうのは、大体。

事 務 局 　　今、ここに記載されておりますのは、607の補助金名でございます。

堂越委員 　　すみません。大体、今、600ぐらいあるんですけど、これがいくつぐらいになるのかなというのが、ちょっと聞きたいだけで。あまりも数が多いもんですから。

事 務 局 　　607の内、大体8割ぐらいが事業にかかる補助金かというふうにして考えております。この事業につきましては各町それぞれよく似た事業を行っているというふうなことで、できるだけ統一を図っていきたくと思っておりますけれども、また、団体補助につきましてもそれぞれ類似団体、また同一の団体等が相当数ございます。こういったことから、できるだけ減らしたいというふうにして考えておりますけれども、今、この段階でいくつにできるかということは、なかなか今そこまではちょっと今言えない状況であります。

堂越委員 　　はい、分かりました。

伊藤委員 坂井町の伊藤です。ちょっとお聞きしますが、例えば調整内容の調整方法として4番目に挙げられてるものっていうのが、たくさんあるんですけど、これ各町独自で他の町にはあんまり関係ないっていうようなものは全然これでいいかなと思うんです。例えば、その中である町にしかないけど、他の町に当てはまるような事業っていうのは、この調整4番でいくと、均衡が保たれるように調整するという書き方になってますが、これもうちよっと具体的に説明できるならお願いします。

事務局 4番目のこの補助金につきましては、1つの町にしかないような補助金もございます。こういったものにつきまして、合併までにその内容を精査しながら、それが更に他の町にも当てはまるというふうなことであれば、4町に対応するようなこともあるかと思えます。また反面、これが必要性がないというふうなことであれば、これは廃止するというふうなことも含めまして、合併時までにはその辺を見ていきたいというふうにして考えております。

伊藤委員 ということは、4番の中から5番になるものが出てくるということではないんですか。

事務局 はい、5番になるものもありますし、4町に広がるものもあるというふうなことでございます。

伊藤委員 良いのもできるだけ広めてください。

会 長 その他にご意見ございませんでしょうか。

この補助金とか交付金の問題は事務局の方から600近くあるようでありまして、これは政策的なこともありますし、なかなか事務局サイドではなかなかこれを削るっていうのはできないんじゃないかなというふうに思っています。そういった中で、今後、特に町長議長さん中心としながら進めていかなきゃならないし、やっぱり時間もかかるんじゃないかなというふうに私は思っております。

その他何かご意見ございませんでしょうか。

その他にもご意見もないようでございます。ただいま、委員の皆さん方にいろいろご意見いただいたわけでございますが、調整内容としてはこのようにお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

委 員 異議なし。

会 長 それでは、協議第36号「補助金・交付金等の取扱いについて」は原案のとおり確認されました。ありがとうございました。

次に、協議第37号「消防事務の取扱いについて」を事務局から説明願います。

事務局 24ページをお開き願います。協議第37号「消防事務の取扱いについて」

説明をさせていただきます。25 ページの調整の内容であります。消防事務の取扱いについては、次のとおりとする。1．三国町消防本部（消防署）及び丸岡町消防本部（消防署）については、合併時に嶺北消防組合に引き継ぐ。2．三国町消防本部（消防署）及び丸岡町消防本部（消防署）の職員については、嶺北消防組合の職員として身分を引き継ぐ。3．三国町及び丸岡町の消防事務手数料については、合併時に嶺北消防組合の例により統一する。4．三国町消防団、丸岡町消防団、嶺北消防組合春江消防団及び嶺北消防組合坂井消防団については合併時に統合するものとし、三国町及び丸岡町の消防団員については嶺北消防組合の消防団員として身分を引き継ぐ。なお、団員の階級、報酬、出勤手当については、合併時まで調整する。ということで、提案させていただきます。

現在、三国町、丸岡町では単独で消防事務を行い、春江町、坂井町は嶺北消防組合に加入し組合で消防事務を行っております。この消防事務につきましては、第3回の合併協議会において、合併と同時に新市として嶺北消防組合に加入し、消防事務は組合事務にすることが確認をされており、それに伴います手続きや消防職員の取扱い、手数料関係、さらには消防団の取扱いについて調整内容を記載してございます。総括資料でございます。

総括資料としましては、25 ページから 29 ページにかけて、組織等の現況を記載してございます。まず、1の消防本部（消防署）についてであります。三国町、丸岡町では単独で消防本部と消防署を持ち、その配下に消防団を有しております。春江町、坂井町は、一部事務組合であります嶺北消防組合に加入しており組合の事務として行っております。

嶺北消防組合は、春江町、坂井町とあわら市の1市2町で構成をしており、本部は春江町にございます。消防署は嶺北消防署と嶺北金津消防署、嶺北芦原消防署の3つがあり、嶺北消防署は、春江町と坂井町、嶺北金津消防署は旧金津町を、嶺北芦原消防署は、旧芦原町をそれぞれ管轄しております。それで内容の調整として新市においては三国町、丸岡町の消防本部のすべてを嶺北消防に加入させて新市としては消防事務については行わず、組合で行うということでありまして。

次に、26 ページの2の消防本部（消防署）の職員についてであります。三国町、丸岡町の消防本部の職員については、現在、三国町は45名、丸岡町には40名の消防職員がおりますが、職員については、合併の日に新市に引き継ぐのではなく、直接嶺北消防本部の職員として身分を引き継ぎ致します。

次に、27 ページの3．消防事務手数料でございます。消防に關します手数料につきましては、嶺北消防組合の例によることとさせていただきます。

次に、4．消防団についてであります。ここでは、組織、階級、定数、報酬等について記載がしてございます。三国町、丸岡町の消防団員については、嶺北消防組合の消防団として身分を引き継ぐ。階級、報酬、手当については、合併時まで調整するということとさせていただきます。

28 ページ、29 ページにかけましては、三国町、丸岡町、嶺北消防組合組織機構図が記載をしてございます。30 から 32 ページにかけましては、先進事例、関係法令等を記載してございます。以上でございます。

会 長

ただ今、協議第37号についての説明がございました。現状では、三国町、丸岡町に独自の消防組織があり、春江町、坂井町が一部事務組合である嶺北消防組合に加入を致しておりますが、合併後はすべて嶺北消防組合に引き継ぎ、組織を再編しようとするものでございます。

これで旧坂井郡はひとつの消防組織となり、住民の皆さまに適時な消防、また救急サービスが提供できるものであると思います。

この件について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いを致したいと思えます。

大西委員 丸岡町の大西です。消防署の組織としまして、嶺北消防組合に組み入れた場合には、29 ページの嶺北消防組合組織構図がございますが、3つ消防署に三国と丸岡が加わるという形になるのでしょうか。

嶺北消防組合 西端 嶺北消防組合の西端でございます。私の方からお応えさせていただきます。今委員から指摘がありました点でございますが、29 ページの組織図でございますが、委員のご指摘のとおり、嶺北消防署、嶺北金津消防署、嶺北芦原消防署の横の方に三国消防署と丸岡消防署が並ぶと。消防団につきましても、同様に並列的に並ぶというふうな配置であるというふうにご理解いただきたいと思います。

大西委員 そうしますと、嶺北金津消防署に緊急分所というのがございますが、例えば、丸岡とか三国についての救急システムとかですね、それから、警報の、本部でやるのがあると思うんですが、警報のシステムっていうのは変わらないんですか。それとも今までどおり各消防署でやられるのかどうか。

嶺北消防組合 西端 今ご指摘の点でございますが、警報システム、当組合員の事情をちょっとあげさせていただきますと、3消防署があるわけでございますが、119番等の入電につきましては、すべて本部の方で処理をしております。その所から電話回線等使いまして、各所属の3消防署の方に出勤指令を出すというふうなシステムになっております。丸岡、三国が加入しますと、同じようなシステムになるかというふうに思います。そのようなシステムを構築していくということでございます。

出勤体制等につきましては、現在3消防署がありますが、警防規程という規定がありまして、その規定の運用によりまして最寄り一番近い直近の消防署の方から当然出します。その他にも3つの消防署から第1出勤と同時に現在のところ車両4台、第2で6台、第3で8台というような出勤体制をとっております。それが現状でございますが、丸岡、三国が加われば、さらにこの消防力は増強されるというふうにご理解いただきたいと思います。

大西委員 すいません。そうしますと、このみんな消防署は5つが統合するわけですから、例えば本部の人員がですね、今足しましても、他んこのはちょっと分かりませんが、丸岡と三国ちょっと分かりませんのですけど、嶺北消防本部だけで24人いらっしゃいますので、それ合わせると、やっぱり少し減らさないかと思うんですが、そういうことは統合することによって、お考えでございますか。

嶺北消防組合 西端 人員の削減等、そういったことにつきましては、現段階では私どもの方では検討は致しておりません。これは当然新市になりました後、構成市町村の間でまたいろいろご検討していただきながら検討する課題ではないかということで、合併を前にして統合とか廃止とかそういったことについては、一切検討致しておりません。

大西委員 ありがとうございます。

会 長 その他にございませんでしょうか。

堂越委員 今、大西委員からちょっと話があったんですが、消防本部とか1番大事なものについてはあまり削減という方法は考えないほうがいいんじゃないかなと。むしろ、増強の方で考えてもらった方がいいんじゃないかなというような気持ちが致しております。以上です。

林田副会長 この消防についてはですね、合併以前から6町で広域消防の問題をね、検討していた経緯があるんです。実はね、国の方ではこの行政区域が小さい中で消防体制をとるのは非常に不合理だと。ですから、人口10万人ぐらいで広域消防を進めなさいっていうのが国の大きな指導方針になっているんですね。旧芦原町の芦原の町長さんが、6町会の会長の時に各町でお金を出しましてね、坂井郡の小域消防体制はどうあるべきかというコンサルをしたことがあるんですよ。これは国の消防庁の関係のコンサル会社にして、この坂井郡での消防体制どうしたらいいか。その中で出てきたのは、火事になった時、6分間で消防車が行く、そういう体制を立てるのが一番いいと。そうしますと、今の消防車の位置は全部小域消防でやった場合に会社も今の消防署の位置が適当かどうかっていうのは問題があるという形になったんですよ。特にその時に芦原町の消防本部ね、金津やあそこ近いんで、それを外して他に増強した方がいいという絵が出たんです。ところが、その時に芦原町が入っててですね、芦原町の消防署はいらないというね、広域要請のそういう考え方はどうも芦原町としては受け入れられないという話になって、この小広域消防の話は若干棚上げになった経緯があるんですね。

 ですから、今、先ほどから話合われるように、この6町で1市4町でこの嶺北消防でやるっていうことになれば、今おっしゃるように充実合わせてですね、やはり消防車がいち早く行けるそういう体制っていうのをもう1回作り直さなければいけない。

 もう1度ただ細かいことをつなぎ合わせてそれでいいというんじゃなくて、今ほど、さっき事務局の方から話がありましたように、指令を受けて、各指令がいったときに、いち早くずっとみんなが応援体制で行けるという情勢を考えなければならぬと思います。それは合併してからの課題だと私は思っております。

会 長 他にご意見ございませんでしょうか。もういいですか。

 いろいろご意見をいただきましたが、調整内容としてはこのようにお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委 員 異議なし。

会 長 それでは、協議第37号「消防事務の取扱いについて」は原案のとおり確認されました。ありがとうございます。

 次に、協議第38号「病院事業の取扱いについて」を事務局から説明を願います。

事務局

33 ページをお開き願います。協議第 38 号「病院事業の取扱いについて」説明させていただきます。34 ページをお開き願います。調整の内容であります。病院事業の取扱いについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。地域の中核医療機関として、また新市の市民病院として、住民の健康を保持し医療サービスと医療水準の更なる向上を目指す。ということで、提案をさせていただきます。

総括資料であります。病院事業としては、三国町の町立三国病院のみであります。所在地は、三国町中央一丁目 3 番 1 号、敷地面積 9,333 m²、鉄筋コンクリート 4 階建であります。診療科目と致しましては、内科、外科等をはじめここに記載してあります 12 科であります。診察時間、休診日については、記載のとおりでございます。

35 ページであります。職員数についてであります。医師、薬剤師等で 113 名で、うち正職員としては 98 名であります。病床数は 113 床、患者数については、入院患者数として 1 日平均 76.1 人、病床利用率 67.3% であります。外来患者数につきましては、1 日平均 311.7 人であります。

次に、決算状況でございますが、収益的収支の医業収入として、15 億 9 千 7 百 81 万 3 千円、医業費用として 16 億 1 千 17 万 9 千円、資本的収支の資本的収入として 4 千 70 万円、建設改良費として 1 億 2 千 34 万 4 千円であり、企業債残高 4 千 70 万円であります。使用料等については、健康保険法、老人保健法等の規定による算定した額によるということでございます。以上でございます。

会長

ただ今、協議第 38 号についての説明がございました。病院事業については、既に新しい病院建設も始まっておりますが、新市では地域の中核的な医療機関の位置付けを明確にしながら、住民の方々の健康保持と医療サービスと医療水準の更なる向上を目指していくものでございます。

この件についてご質問、ご意見等ございましたらご発言をいただきたいというふうに思います。

参考のために、今建設しているのは 113 床でなくて、105 床で計画しております。

大西委員

大西ですが、決算の内容ですね、収益的収支の医療収入ですが、15 億 9 千 781 万 3 千円ですね。費用が 16 億いくらになってますが、差し引き 1 千 236 万 6 千円ぐらいのマイナスになるんですね。収益がですね。これを今まではなんか交付金で賄っておられるようですが、将来にわたってずっと続くようでしたら、先立っても春江の議員からもご指摘のとおり、診療科目を見直すとか病院の形態を見直すということはございませんか。

三国病院 本田

三国病院の本田と申します。よろしく申し上げます。ただ今のご質問の件ですけれども、確かに 15 年度決算でマイナスが出ておりました、これまでも病院事業、ずっと収益よりも費用がかかってずっときてまして、その分を町の一般会計の方から補てんをしていただいていたところでございます。なお、この医業費用の中には現実的に現金が動かない減価償却費も含まれての医業費用でございます。そういう部分でマイナスになっておるんですけれども、今後、これも新市になった時の財政計画の兼ね合いもあるうかと思っておりますけれども、そういう中で財政計画と合わせて議論されるべき課題になるうかと思っております。

会 長 よろしいでしょうか。

大西委員 ありがとうございます。

会 長 その他、ございませんでしょうか。

釣部委員 丸岡の釣部でございます。今、ここに職員の数 が 113 名、それから、利用率が 67.3%となっておりませんが、新しい病院、新築致しますと、この職員、合理化かなんかで職員が減らされるとか、この利用率がもっと高く上げられるとかというそういう見通しはどんなものでしょうね。

三国病院 本田 ただ今の質問の件でございます。まず、職員数につきましては、現在 113 名の中の正職員 98 名、あと嘱託職員等があるわけですが、職員等については事務職員等はいろんな民間委託等で若干の減は考えているわけですが、逆に専門職等はドクターをはじめ、逆に充実して医療サービスの向上に努めなければならないというふうに考えております。
それと、利用率ですね。利用率が、今、非常に病床利用率 67.3%、113 床にして先ほど 1 日平均 76.1 人とこういう状況では非常に悪うございます。通常、全国的に大体、病院がトントンの経営でやるためにはやはり 85%近くの病床利用率が必要かというふうに考えております。現病院は非常に 30 数年経過しておりまして、非常に病院質、特に病室の造りが悪うございまして、入院環境が非常に悪い状況でございまして、なかなか入院患者が延びないというのが現状でございますが、新しい病院を建設しておりまして、入院環境等が整えば、こういう利用率が高まっていくことを努力していきたいというふうに考えております。

会 長 よろしいですか。他にございませんでしょうか。

伊藤委員 坂井町の伊藤ですが、現在ですね、例えば、坂井町なら県立病院とか日赤とかそういう所のなんか建設に対して補助金とかそういうものを出してるんですが、こういう大きな市民病院がある自治体になってもやっぱりそういうものは出てくるもんなんですか。

三国病院 本田 病院の方から直接補助金を出すということはないんで、一般会計の方からの話だと思いますけれども。

伊藤委員 自治体が、坂井町は、例えば、日赤建てる時にお金出しているんですね。

三国病院 本田 そうですね。

伊藤委員 だから、自治体がいつまでもそういうふうに、自分の所にいい病院があっても、受益者負担みたいな形でそういう所にお金を出す必要があるのかどうかってことなんですけど。

三国病院 本田 これは日赤病院のいろんな、今改築した時に、各福井県内の市町村全部負担されていると思いますけれども。そういうことは、引き続きやはり何があってもあると思います。それは市に病院があっても、そういうことは

日赤病院と確か済生会ですかね。県立病院についてはそういうことはございません。そういうことに対しては各自治体がですね、引き続き負担することはあるということだと思います。

会 長 よろしいでしょうか。

伊藤委員 いずれにせよですね、いい病院が建って、いいお医者さんがいて評判がよくなれば、当然病院に行く地元の方も増えるということは、当然予想されることですから、特に我々はどちらかというと三国病院さんに近い地区に入りますのでね、地元には、坂井町の場合、地元にはそれほど立派な総合病院はありませんので、できるだけそういうところ頑張っていたら、坂井町としては非常に嬉しいかなと思う点とですね、あと、収支についていろいろ今お話がありますが、それはまたこれからいろんな方法あると思うんですね。例えば、国立大学が特別行政法人になって、いろんな方法ってあると思いますが、それは新しい市になった時にいろんな方が知恵を出せば、いくらでも改善されていく点かなというふうに私は思うんですが。

会 長 今、2年前にも新医院長も変わりました。今、医科大から来ましたし、今53歳ですかね。今、積極的に経営についてもいろいろご心配をされていますし、そういった意味でも最近特に三国病院も悪かったっていうんじゃないですけど、特に評判もよくなっていると思いますし、また病院の方の患者さんへの扱いとかそういう面もよくなってきていますし、特に医院長の考え方によってもこの病院の経営も影響していくのであると思っていますし、そういった中で収支の問題っていうのも、特にこの合併問題においてもご心配なさっているようにも思います。やはり病院っていうのはまず健康っていうのが主でありまして、採算だけで考えたら、私はいけないというふうに思ってますし、例えば、体育館とかそういった公共施設なんかも採算抜きにやっている所がたくさんありますから。そういったひとつのものとして私は考えておりまして、まずはそういった中で信頼される病院作りっていうのを取り組んでいかなければならないひとつの事業であるというふうに思ってますので、またご理解もいただきたいというふうに思います。

会長がこんなこと言うとおかしいんですけど、ちょっと立場上ちょっと発言をさせていただきましたが。

事務局長 ただいま、収支のことのご質問も出ておりまして、先ほど三国病院の事務局長の方から医業費用の中には現金として残る減価償却費が含まれているんだというご説明がありまして、新市の財政計画の中では不足額ですね、収益的収支の収支の不足額については、現在内部留保が7億数千万溜まっておりまして、当面、その7億数千万の内部留保の中で十分いけるのではないかなと判断しております。付け加えさせていただきます。

会 長 その他、何かございませんでしょうか。

釣部委員 丸岡の釣部であります。今、坂本会長からこれから一生懸命やるんだというようなことですが、また、病院の場合はあまり利益を追求しないというようなことをおっしゃっているんですが、やはり厳しい時代であります

ので、私、あんまり病院経営とかそういうことはっきり分かりませんが、例えばですね、少子高齢化ということで、女性の方に大変申し訳ないんですが、婦人科などはなかなか大変だということも聞いておりますので、最初からあまり利益が出ないものは考えると。もう少し考え方によって先ほどの利用率が67.3%から85%までもっていくとか、そういうことも考えながら、どうしても、あまり利益の上がないものを少し考えると。そういうことは考えることはないでしょうかね。

会 長 私、今、冒頭で収支は考えないというんじゃないし、それだけの収支のことだけで考えるものじゃないと。それだけ、当然、一番いいのはちゃんちゃん。公立病院として、当然住民のそういう負担にならないようにちゃんちゃんしていくのが、最も理想でありますし。だから、病院っていうのは、その収支だけで何でも物事を考えたらあかんっていうことを私言ったんです。全然考えてないっていうことではないんですから。収支だけでものを判断するものじゃ、病院はないんじゃないかなというふうに私は思っておりますし、当然、これから今の職員なんか、今、役場の職員も何人もいますが、それなんかも民間に切り替えるということで。それは当然これからの時代っていうのはどこでも中身も検討しながら今あたっていますので。また、釣部委員が言うように中身についても代わっていく場合もあると思いますし、また将来的にはそういう介護っていうんか、それに合わせた施設にも切り替えできるようなそういう中身にもなっていますから。それに合わせた設計にもなっていますから。時代に合わせてそういうことは考えていくべきだろうというふうに私は思っています。

あとよろしいでしょうか。委員の皆様方、いろいろご意見もいただいたわけでございます。調整内容としてはこのようにお願いを致したいと思っております。いかがでしょうか。

委 員 異議なし。

会 長 それでは、協議第37号「病院事業の取扱いについて」は原案のとおり確認されました。ありがとうございました。

次に、協議第39号「児童福祉事業の取扱い について」を事務局から説明願います。

事 務 局 36ページをお開き願います。協議第39号「児童福祉事業の取扱い について」説明をさせていただきます。児童福祉事業の取扱いにつきましては、第7回協議会におきまして協議項目として児童福祉事業の取扱い として提案をさせていただき、協議・確認をいただきました。本日は、児童福祉事業の取扱い ということ、協議をお願いするものであります。

37ページの調整の内容であります。児童福祉事業の取扱いについては、次のとおりとする。(1)医療費助成事業については、次のとおり合併時に再編する。乳幼児医療費助成事業の対象者は、三国町の例による。(2)一人親家庭等医療費助成事業の対象者は、春江町、坂井町の例による。(3)助成範囲については、現行のとおりとする。ということで提案をさせていただきます。

総括資料であります。1番目の医療費助成事業についてであります。乳幼児に係る医療費の一部を助成することにより、保護者の経済的負担の

軽減を図り、乳幼児の保健の向上と福祉の増進に寄与するという目的で、乳幼児医療費助成事業を、また、一人親家庭等についても医療費助成事業を4町とも実施をしております。

乳幼児医療費助成事業については、記載のとおり三国町におきまして、就学前までの6歳までの乳幼児、幼児を助成対象としております。これについての調整方針としては、合併時に再編する。乳幼児医療費助成対象者は、三国町の例による。ということで対象者を拡大させていただき、新市において乳幼児の保健の向上と福祉の増進を図ってまいりたいと考えております。

また、1人親家庭等につきましては、医療費助成対象者を春江町、坂井町の例によるとさせていただき、本人、扶養義務者の所得制限を設けさせていただきました。なお、助成範囲は、記載のとおり現行のとおりとする。ということであります。以上でございます。

会 長 　ただ今、協議第39号についての説明がございました。乳幼児医療については、少子化社会に対応した子育て支援を積極的に行うことを新市の施策とするため、対象を6歳までに拡大するというところでございます。対象者の拡大は即座に財政面に影響されるわけではございますが、財政計画との整合性を図りつつ、このような調整内容をご提案するものでございます。この件について何かご質問、ご意見等ございましたらご発言をいただきたいと思っております。

古道委員 　三国の古道でございます。今、お伺い致しておりますと、三国が6歳までこの乳幼児をとにかく助成するという内容でこれに再編するというようなことではございまして、私、ちょっと関心もっておったわけではございますけれども、こういうことですね、全町拡大をしまして、手厚くすることについては、私は大変評価をしたいというふうに思っております。これによってかなり予算が増額されるのではないかなと。お聞きするところによりますと、何か5千万ぐらいの増額になるというふうな話もお聞きを致しておりますけれども、これにめげずにですね、これからはひとつこの少子化の問題は国の問題であり、また地域の大きな問題になりつつありますので、早くにですね、こうした対策を強化していただきまして、ひとつ手厚くしていただくようにひとつこの際お願いをしときます。よろしくお願い致します。

会 長 　事務局、今、財政の問題出ましたけど、今のそれに対する財政の影響っていうのはどんなふうに。

事務局長 　今、委員の方から5,000万程度というお話ございまして、概ね我々の試算でも5,000万から6,000万ぐらいの間かなと見ております。これにつきましては、今回の財政計画の中でも十分反映しておりますので、そういう増高経費をみた財政計画を作成しております。よろしくお願い致します。

林田副会長 　この施策はね、三国町がやってらっしゃって非常にいい施策なんです。ところが、普通の各町ではできないと思います。これ合併してね、なぜ、できるかっていうと合併で今言う交付税の優遇措置があつてですね、できるんです。だから、各町単独ではこういうお金は出てきません。なんかを削らないと。ですから、これは合併のメリットなんですけど、反面、これ財

政計画見てもらおうと分かるんですが、4年間はもうこういうふうな利用料金やそういうことを下げることによって、投資的な経費が非常にできない。実質赤字になるんですね。4年間は、財政計画として。それを財調を取り崩しながら、4年間、合併して4年間、我慢してやっていく。そして、将来の展望を職員数を減らすなり、そういうふうな合理化が図れてはじめて合併の効果が出てくると。ですが、ここが合併の苦しさなんです。これは住民にとってプラスのことですのでね、それは僕は止むを得ないと思います。だから、丸岡町は合併しないと、丸岡町はできないと思います。だからそういうことで、もちろん坂井町も春江町も6歳まで思いきって上げることができない。これはいい政策だと思いますが、これは合併ができて、単純に言いますとね、18年度で7億、お金が増えるんです。7億。ですからその7億の中から5,000万。後から保育料もきますが、そういうもの。それから、水道料。そういう食べていくんです。それでもうちゃらというか、そういう形になるんですね。そういう合併だということ。だからこれはそういうことで、財政苦しい中で住民の福祉を確保するためにこう選択してやっていかなきゃいけない。こういう点をご理解いただきたいとこう思います。

会 長 他にございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは他にご意見もないようでございます。調整内容としてはこのようにお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委 員 異議なし。

会 長 それでは、協議第39号「児童福祉事業の取扱い」は原案のとおり確認されました。ありがとうございました。

次に、協議第40号「保育事業の取扱いについて」を事務局から説明願います。

事 務 局 38ページをお開き願います。協議第40号「保育事業の取扱いについて」説明をさせていただきます。39ページをご覧いただきたいと思います。

調整の内容と致しまして、保育事業の取扱いについては、次のとおりとする。

1. 町立保育所(幼保園)の管理運営については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

2. 保育料については、次のとおりとする。(1)保育料の年齢基準については、三国町、丸岡町、坂井町の例による。(2)徴収基準額は、合併時に次のとおり再編する。ということで、下の表のとおりに再編をするということでございます。(3)母子家庭等及び在宅障害児(者)のいる世帯である場合の保育料は、合併時に次のとおり再編する。ということで、下の表のとおりに再編するということでございます。(4)同一世帯から2人以上の児童が入所している場合の減額措置については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

3. 延長保育事業については、合併時に次のとおり再編する。(1)実施保育所(幼保園)は現行のとおりとし、延長保育時間は春江町の例による。(2)延長保育料については、坂井町の例による。

4. 一時保育事業については、合併時に次のとおり再編する。(1)実施

保育所（幼保園）は現行のとおりとする。（２）一時保育の利用要件については、保育所（幼保園）開所日で1週に3日程度とする。（３）一時保育料については、1日2,000円とする。

5．広域入所関係事業については、次のとおりとする。（１）広域委託保育料については、新市の保育料を徴収する。（２）広域委託審査については、坂井町の例による。（３）広域受託については、新市における全ての保育所（幼保園）で受託するものとし、受託料加算額の算出方法は現行のとおりとする。

6．乳児保育については、産後8週から施設設備上受け入れ可能な保育所（幼保園）で実施する。ということで提案をさせていただきます。40ページをお願いを致します。

総括資料であります。まず、1の「町立保育園（幼保園）の管理運営」についてであります。現在、4町合わせまして、町立で28の保育所（幼保園）、私立で9つの保育所（園）があり、合計37カ所、園児数3,248人でございます。これにつきましては、現行のとおり新市に引き継いでいきたいと考えてございます。

次に、41ページ、2の「保育料」でございます。現在、4町で児童福祉法第56条の規定によりまして、町民税または所得税の階層に応じて保育料を算出して徴収をしているところでございます。ご覧になるとお分かりのとおり、保育料の年齢基準、保育料とも4町で差異がございまして。

この調整方針として、保育料の年齢基準については、三国町、丸岡町、坂井町の例による。また、保育料の徴収基準額については、4町の階層ごとの平均保育料とともに算定し、値上がり幅を4,000円に抑えた形で、合併時に調整方針でお示ししている保育料に再編する。ということであります。

また、42ページでございますが、この表に記載してあります、母子家庭等、在宅障害児（者）のいる世帯、準要保護世帯である場合の保育料についても、各町差異がございまして。この調整方針としては、階層区分、第2階層は0円、第3階層の3歳未満児は11,000円、3歳児・4歳以上児は、9,000円に合併時に再編する。ということであります。

同一世帯から2人以上の児童が入所している場合の保育料の軽減措置につきましては、2人目は半額、3人目以降は10分の1の保育料となり、これは4町同一内容となっております。この調整方針と致しましては現行のとおりとする。ということであります。ただし、新市は3月20日からの施行を予定しておりますので、平成18年3月20日から3月31日の期間は残存期間と致しまして4町の現行の保育料を適用し、新市の4月1日より新しい保育料を適用してまいりたいと考えております。

次に、43ページの3の「延長保育事業」でございます。保護者の諸事情によりまして児童の預かりを目的とした事業でありまして、保護者の育児支援および児童福祉向上の観点から記載のとおり4町で実施をしており、新市においても必要な事業であるということから、調整方針と致しましては、実施保育園については、現行のとおり。延長保育時間については、春江町の例による。延長保育料については、坂井町の例により合併時に再編する。ということであります。

次に、4の「一時保育事業」についてであります。この事業についても、延長保育事業のとおり保護者の諸事情によりまして児童の預かりを目的とした事業であります。これにつきましても、4町で実施をしておりますが、記載のとおり差異がございまして。この調整方針としては、実施保育園につ

いては、現行のとおり。利用要件としては、週3日程度、保育料は1日2,000円とし、合併時に再編する。ということであります。

次に、44ページでございますが、次に5の「広域入所関係」でございます。これは家庭の事情等によりまして保護者の便宜を図るために、各地方公共団体が協力して広域的に保育を行うという事業であります。

これについての調整方針としては、広域委託保育料としては、新市の保育料。審査については、坂井町の例による。受託料加算額は、現行のとおり算出方法とし、合併時に再編する。ということであります。

次に、6の「乳児保育」でございます。働く保護者を支援する目的で4町合わせまして町立、私立22園で同様に乳児を預かっております。しかし、受け入れ年齢において、生後8週からの乳児と、生後6ヶ月からの乳児と若干の差がございます。この調整方針としましては、産後8週から受け入れ、施設設備上受け入れ可能な保育園で実施する。ということであります。

45ページから46ページには先進事例、関係法令が記載をしております。以上で説明を終わらせていただきます。

会 長 協議第40号についての説明があったわけでございます。子育て中の特に若い方には非常に関心の高い項目であると思われるわけでございます。このことにつきましても、財政計画の調整もありまして、何回か町長議長会で検討させていただき、本日ご提案をさせていただくものでございます。

特に、保育料が措置費から一般財源化されたことに伴う財政措置も考慮しつつ4町の平均的な保育料として最高差額を4,000円以内としたものでございます。

この件について何かご質問、ご意見等ございましたらご発言をいただきたいというふうに思います。

古道委員 三国町の古道でございますが、三国町がですね、従来安かったというふうなことで、三国の町民の皆さん、若い人は特にですね、大きな関心を持って注目をされておられると思うんですね。しかしながら、4,000円という勧告が、この値上げが妥当かどうかは別に致しまして、何とかこれぐらいのことは我慢していただかなくてはならないかなというふうには私は思いますけれども、しかし、これですね、トータルで財政面でですね、従来よりも財政負担が増えるのかですね、あるいは減るのか、もしその金額が試算できるのであれば、それひとつお願いしたいのですね、それから、近隣の市であります福井市がですね、どれぐらいのレベルの保育料であるかということですね、これひとつちょっと明示していただければ幸いです。よろしくお願い致します。

事務局長 ただいまのご質問でございますが、まず財政支出がどれぐらい増えるのかというご質問でございました。この件につきましては、現行料金、現行の収入額ですね、4町単純に足した額よりも2千万程度減るのではないかとみております。

それからもう1点、福井市との比較でございますが、福井市につきましては若干階層区分が異なっております。特に第4階層では、4町が行なってくる区分よりもさらに2つに分けてあると。第5階層につきましてはさらに3つに分けてあるということでございます。

その中で第4階層の下の方ですね、下の階層の第3階層に近い第4階層の部分では、福井市の方が若干2,800円とか3,700円低い金額もございま

すが、第5階層の第6階層に近い部分につきましては、今回の調整案に比べましても、約1万5千円程度福井市の方が高くなっております。特に3歳未満児の所が1万5千円程度高いような金額の設定になっております。第6階層につきましても福井市の方が6,000円程度高というようなことでございます。

古道委員 今、お伺いしておりますと、総体的に福井市よりも安いというふうなお話でございますけれども、今、2千万ほど低くなるというのは、これはあれですね。いわゆるこの会計の収入が2千万減ると。財政負担が2千万増えると。新しい市の負担が増えるということですね。はい、ありがとうございます。

林田副会長 ちょっと保育料の仕組みをね、ご理解いただきたいんですがね。昔までは措置制度っていいましてね、市町村が保育園を入れる権限を持っていたんです。これをもうそうじゃなくって、保育所っていうのはもともとは生活の苦しい人、母子世帯、そういうふうな養育が困難な人を対象に作った制度なんですね。ところがね、今はそうじゃなくて、子育てができない人も入れよってことで、利用施設に変わったんですね。利用施設に変わったということは利用料金を設定してそれに依じていきなさいってことなんです。そのためには国は公立保育園の運営費については一般財源化してしまっただけで、今までは国が4分の1、そして、国が2分の1で、県が4分の1を出してくれていた分をね、交付税の中に入ってるよっていう形できたんです。それが平成16年にしたんですね。ところが現実的に検証すると、従来どおりのお金は入っているというだけで、現実的にいけるが見えないもんですからね、現実的に入ってくる交付税見ると減ってるんです。ですから、公立保育園を持っている市町村ほど、財政的にね、交付税の影響を受けた。

福井市はご案内のようにね、福井市にはもう公立保育園ないんです。福井市内は、全部私立の幼稚園と保育園です。私立の。福井市はそういう点では、財政的な中での保育料の割合っていうのはね、あんまり少ないんです。こうやって4町見ますとね、坂井町さんが公立と私立ね、法人の半々なんですね。そういう所はそういう影響がない。だけど、公立の保育園が大きい所ほど、ドンと影響を今回受けてしまった。国はそういうことで、保育園っていうのは町のもんだから町に任せようという流れがあるんですが、今回、非常に各自治体からそんなことしてもらおうと困るってことで、法人立の私立についてだけは従来どおり、国、県の補助金と市町村の補助金を出していく仕組みを残したんです。だけど、これもゆくゆく一般財源化していこうという流れなんですね。

この保育料の全体に関わる保護者負担というのは非常に少ないという状況なんです。この辺は先ほど古道委員が言われたように、国が少子化対策を考えるなら、もっと国が積極的に力を入れるべきだと僕は思うんですが、現実的にはどうしても財政上の問題で、こういうものは地方でって。

といいますのは、福井県は全国で1、2なんです。東京や他んところに行ったら、保育園は入れないんですよ。ほとんど人が。高い公立の私立の幼稚園があるもんですから、国の政府の役人に何でもですね、保育園なんかはね、全部入れるなんていうのは、入れるようにしなければならないと言いつつ、現実的にそういう状況なもんですから、あんまり理解がないっていうのが実態なんですね。

そういうことで、私どもも実際の財政負担は、2,000 万ほど利用者の金額が減る形になりますが、現実的にこの保育料の財政の占める負担割合というのは非常に大きいと思います。こういう義務的経費。ですから、この辺は合併することによっていけるとは思いますが、合併しないと、各町の保育料というのは値上げしないとなかなか財政運営はできない、そういう状況だというふうに私は思っております。

釣部委員 丸岡の釣部でございます。40 ページでございますが、丸岡の場合は1年前から幼保園ということで、幼稚園と保育所を統合した特区制度をやってございます。したがって、他の3町見ますと、全部保育所ということですが、この辺をひとつ今後どのような形を取っていくのかということ。それから、今ほど林田町長もおっしゃいましたが、この公立と私立の割合を見ますと、三国さんが私立が5分の1、丸岡が2分の1、春江が4分の1、坂井町さんはほとんど50%、50%というような中で、丸岡の場合も2、3カ所、公立から私立に変えた幼稚園、保育所がございました。ここで、やはり、公立から私立というようなことも、財政面でもまたいろんな面でプラス面が出てくるかなと思いますが、その辺の合併時までにおいて、そういう何か調整の考えがございませうか、お伺いをします。

会 長 釣部委員のご質問がございましたが。当然、保育、もちろん、今、丸岡さんは幼保園作ってます。それは時代にあったやり方作ってますし、三国町は三国町なりのまた違ったやり方作ってますし、それぞれ今言うようにやっぱり、時代にあったそれは当然やっていかなあかんと思いますし、三国町においても今、2年間の間にね、保育所を2つ失くしています。統廃合してやっています。これからそういう改革もせないかんし、できるだけ民間。うちらアウトソーシングっていうのを作っていますし、当然これからそういう時代。改革して当然やっていかなきゃならない。各町とも同じだというふうに私は思いますし、当然そういうことも考えながら、やっぱり施策っていうんかね、取り組んでいかないかんと思いますがね。また坂井町長さん言ってもらえばいいですけど。

釣部委員 それなら、ひとつ調整案の中にそういうものを書き加えていただきたい。検討するというようなね。

会 長 調整内容の中に項目を入れてほしいということですか。これ事務局。

事務局長 お待たせ致しました。幼保園につきましては、すでに協議第33号「学校教育事業の取扱い」の中で、「合併後、2年以内に幼保の一元化を含め、幼児教育の在り方について検討し、再編する」という調整をお示ししておりますので、これでご了解をいただきたいと思っております。

釣部委員 分かりました。

堂越委員 42 ページの保育料のことなんですけれども、母子家庭など在宅障害児のいる家庭、準要保護世帯である場合の保育料について、坂井町がこれゼロになっているわけなんですけど、これから一体また合併して11,000円、9,000円、9,000円ってこういう保育料になることについて抵抗があるわけなんですけれども、一体この保育料の恩恵を受けているのは坂井町で一体

何人でしょうか。

事務局 申し訳ございません。坂井町の対象者でございますけれども、現在人数はつかんでございません。

事務局長 ただいまのご質問ですけれども、坂井町につきましては、この部分、第 3 階層について条例に制度が記載してございませんので、斜線ということでございます。ですから、41 ページご覧いただきまして、第 3 階層ですね、13,000 円、11,000、11,000 円という適用がされておりますので、今回の調整方針で若干減額されるということでございます。

堂越委員 そうですか。はい、分かりました。

伊藤委員 坂井町の伊藤です。6 番目の乳児保育についてなんですけど、産後 8 週から施設整備上受け入れ可能なことなんですけど、坂井町は現行生後 6 ヶ月からということで、恐らく坂井町の保育園では多分その施設整備上の受け入れ可能ってことは、面積のことかなと思うんですけど、面積の関係上、受け入れ、恐らくできないんじゃないかなと思うんですけど、その場合、他の 3 町の所で受け入れ可能なだけの余裕があるんでしょうか。坂井町で 8 週目からお願いしたいという子どもがたくさん出た場合に他の所で受け入れ可能なんですか。

事務局 現状申しますと、坂井町でみますと 8 週で受け入れている園が 1 園ございます。それから 5 ヶ月からが 2 園、また 6 ヶ月からが 1 園、また 3 歳からが 1 園というふうところで、坂井町につきましても 1 つの保育園が受け入れをしているというふうな状況でございます。

伊藤委員 問題ないってということなんですか。

事務局 ただ今、坂井町、今これだけで今、対象者 26 名、0 歳以下の園児が 26 名おりますけれども、これだけの人数であれば今のところ可能かなと思うんですけど、その辺についてはまだちょっと詳しいところまでなかなか答えられない状況なんですけれども。

伊藤委員 我々の近所の人でも坂井町は 6 ヶ月からしか受け入れてないから家で看ているようなケースもたくさんありますし、当然、実数つかんでいると思いますが、町外、あわら市とかその辺に行っている子どもたちもいますから、恐らく 8 週から受け入れるということになると、数は相当数増えてくるんじゃないかなということも、ちょっと思われるんですけど、実際なってみないと分からないでしょうから、その時はその時でいろいろと検討をお願いしたいと思います。

会長 よろしいでしょうか。

その他ございませんでしょうか。

いろいろ皆さん方にご意見を頂いたわけでございます。調整内容としてはこのようにお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委 員 異議なし。

会 長 それでは協議第 40 号「保育事業の取扱い」については、確認をされました。ありがとうございました。

(1 0 分)

会 長 では再開したいと思います。協議第 41 号「商工・観光事業の取扱い について」を事務局から説明をお願いします。

事 務 局 47 ページをお願い致します。協議第 41 号「商工・観光事業の取扱い について」説明をさせていただきます。48 ページをお開き願います。調整の内容であります。まつり、イベント等については、次のとおりとする。1 . 観光を目的としたまつり、イベント等については、新市において実施する。2 . 地域で行われているまつり、イベント等については、地域の実情を考慮して実施する。3 . 特産品振興等を目的とするまつり、イベント等については、地域の実情を考慮して実施する。ということで提案をさせていただきます。総括資料でございます。

4 町の主なまつり、イベント等を記載してございます。観光を目的としたもののまつり、イベントについては、新市において実施をする。地域で行われているもの、特産品振興等を目的としたまつり、イベントについては、地域の実情を考慮して実施する。ということの内容でございます。以上でございます。

会 長 ただ今、協議第 41 号について説明がありました。主な調整内容としては、観光を目的としたイベントや地域振興や特産振興のイベントを区分しつつ新市において実施するものと地域の実情を考慮して実施するものとして調整をさせていただいたものでございます。

この件についてご質問、ご意見等ございましたら、ご発言をいただきたいと思えます。

よろしいでしょうか。特にご意見もないようでございます。調整内容としてはこのように・・・すいません、下迫委員。

下迫委員 失礼しました。三国の下迫ですが、ちょっと確認だけしておきたいと思うんですが、観光を目的としたもののこの名称の中にですね、丸岡城桜まつりがあるわけですね。このお城は丸岡にしかないことですから、この名称でいくんだと思うんです。だから、逆にいうと三国祭り、三国花火大会というのは新市において実施するっていうことは、今後はですね、坂井祭りになるのか、あるいは坂井花火大会となるのか。その辺ちょっと確認だけしておきたいんです。

会 長 これは事務局に答えて言うても無理やもんの。これは今後ひとつの施策として考えなければならぬんじゃないかなというふうに思います。また各町っていう名前は残りますから、その中身によってね、そのまま丸岡町なら丸岡って残るのもあるし、それは今後のひとつの課題でもあるというふうに思っております。

- 下迫委員 失礼しました。自治区として残っていますので、これは長い歴史、そして行政からの援助の中はわずかなもので、やっぱり氏子さんやらあるいは観光業者が相当な金を、基金を集めて、長年の歴史を守っておりますので、そうした名称の中です、今後の継続させていくようお願いします。以上です。
- 会 長 他にご意見ございませんでしょうか。
- それでは、調整内容としてはこのようにお願いしたいと思います。いかがでしょうか。
- 委 員 異議なし。
- 会 長 それでは、協議第 41 号「商工・観光事業の取扱い について」は原案のとおり確認されました。ありがとうございました。
協議第 42 号「上・下水道事業の取扱いについて」を事務局から説明をお願いします。
- 事 務 局 49 ページをお願い致します。協議第 42 号「上・下水道事業の取扱いについて」説明をさせていただきます。50 ページをお開き願います。
調整の内容についてであります。上・下水道事業の取扱いについては、次のとおりとする。
1. 水道使用料(水道料金)については、合併時に次のとおり再編する。ということで、下の表のとおり料金を設定したということでございます。
 - 2 としまして、水道給水装置に新設等の申請がある場合に徴する料金を「加入金」と名称を統一し、その金額については、合併時に次のとおり再編するということで 13mm～100mm というところでこういう金額で合併時に再編するということでございます。
 - 51 ページでございますが、3 の下水道事業計画については、新市において新たに策定する。ただし、新計画策定までの間は、現行のとおり新市において取り扱う。
 4. 下水道料金については、当分の間は現行のとおりとし、平成 23 年 4 月より次のとおりとする。(1)一般汚水料金については、丸岡町、春江町、坂井町の例により一元化する。(2)公衆浴場汚水料金については、丸岡町、春江町の例により一元化する。ということで、囲みの表のとおり一元化をすることになります。
 5. 下水道受益者負担金については、九頭竜川流域関連公共下水道事業計画の事業認可期間(平成 22 年度)までは現行のとおりとし、平成 23 年 4 月より統一すると。
 6. 農業集落排水事業については、合併時に再編する。(1)農業集落排水事業にかかる使用料金については、一般汚水、公衆浴場汚水ともに下水道料金に準じる。(2)農業集落排水事業にかかる受益者負担金については、下水道受益者負担金に準じる。ということで提案させていただきます。
- 52 ページの総括資料でございます。まず、1 の水道使用料(水道料金)についてであります。これにつきましては、記載のとおり、用途別料金体系または口径別料金体系による設定というように、4 町とも差異がございます。この調整方針としては、基本水量を 10 立方メートルまでとし、記載

のしてあるとおり、基本料金に基づきましてやると。また超過料金を 1 立方メートルにつき 136 円ということで、合併時に再編する。ということでもあります。

次に、53 ページ、2 の水道加入金でございます。これについても、名称、口径別料金について記載のとおり 4 町に差異がございます。この調整方針としては、名称を加入金に統一をし、記載のとおり、口径別金額が記載してございますが、このとおりに合併時に再編するということでございます。

次に、54 ページ、3 の「下水道事業計画」でございます。この計画については、下水道法第 4 条および下水道法施行例第 4 条の 2 の規定によりまして、知事の事業認可を受けるために必要な事業計画であります。

ここでは、4 町の事業計画、基本計画、認可計画、整備状況について、記載をしてございます。4 町とも九頭竜川流域関連公共下水道事業計画を策定しておりまして、基本計画の事業期間は平成 27 年度まで、また認可計画の事業期間は平成 22 年度までとなっております。

この調整方針であります。新市において新たに策定する。ただし、新計画策定までの間は、現行のとおり新市において取り扱う。ということでもあります。

次に、55 ページ、4 の「下水道料金」でございます。これにつきましては、一般汚水については、丸岡町、春江町、坂井町は同じであります。三国町とは差異がございます。また、公衆浴場汚水についても、丸岡町、春江町は同じであります。三国町とは差異がございます。

この調整方針としては、当分の間は現行のとおりとし、平成 23 年 4 月より次のとおりとする。(1) 一般汚水料金については、丸岡町、春江町、坂井町の例により一元化する。(2) 公衆浴場汚水料金については、丸岡町、春江町の例により一元化する。ということでもあります。

次に、5 の「下水道受益者負担金」であります。これは下水道事業を利用する費用の一部に充てるために都市計画法の第 75 条の規定に基づきまして徴収している負担金であります。この㎡あたりの負担金額の設定については、4 町の下水道計画設定時の総事業費、整備区域面積等から算出しているものでありまして、すでに納付済みの住民との公平性を考えますとこの負担金額の統一は困難であると考えられますが、この調整方針としては、九頭竜川流域関連公共下水道事業計画の事業認可期間(平成 22 年度)までは現行のとおりとし、平成 23 年 4 月より統一する。ということでもあります。

次に、6 の「農業集落排水事業」についてであります。三国町・坂井町は町全域を公共下水道の対象としているのに対しまして、丸岡町では、竹田地区、春江町では針原地区、北部地区で農業集落排水施設によります汚水処理を行っており、使用料金、受益者負担金に差異がございます。

この調整方針としましては、使用料金については、下水道料金に準じる。受益者負担金については、下水道受益者負担金に準じる。ということでも合併時に再編をする。ということもございます。57 ページから 61 ページにかけましては先進事例、関係法令を記載してございます。以上で説明を終わらせていただきます。

会 長 　　ただ今、協議第 42 号についての説明がございました。上水道については、合併時に再編を図ってまいりますが、下水道事業については、平成 23 年の新しい計画策定するまでは現行のとおりとし、計画策定時に再編していくものであります。

この件についてご質問、ご意見等ございましたらご発言をいただきたい

と思います。

何もございませんでしょうか。

よろしいですか。特にご意見もないようでございます。調整内容としてはこのようにお願いを致したいと思いますが、いかがでしょうか。

委 員 異議なし。

会 長 それでは、協議第 42 号「上・下水道事業の取扱いについて」は原案のとおり確認されました。ありがとうございます。

次に、継続協議に移らせていただきます。協議第 8 号「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」と協議第 9 号「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」は再度小委員会でご協議をいただくこととなりましたので、岡本委員長からご報告を願いたいと思います。

岡本委員 委員長の岡本でございます。議会の議員定数及び任期、農業委員会の委員の定数及び任期に関する小委員会の報告を、委員長報告をさせていただきます。

継続協議となっております、62 ページ、協議第 8 号「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」と、63 ページ、協議第 9 号「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」は、審議する小委員会が同じでございますので、委員長である私、岡本の方からご報告をさせていただきます。64 ページをお開きください。

1. 審議過程についてでございますが、平成 16 年 12 月 9 日、木曜日、同じく 12 月 17 日金曜日におきまして、坂井町多目的センター、会議室において第 6 回、第 7 回の小委員会を開催し審議を致しました。

2. 審議の結果についてご報告致します。第 6 回、第 7 回小委員会では各委員から議会の議員の定数及び任期について意見の提示を受け、協議を行ないました。小委員会と致しましては、方向性につきましては、住民の皆さんの意見をよく聞き、十分検討をした上で、次の小委員会で結論を出すことになりました。

次の小委員会の日程につきましては、今のところ未定でございますが、なるべく早く小委員会で意見を集約し、ご報告をしたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。以上でございます。

会 長 ありがとうございます。ただ今、岡本委員長から小委員会での報告をいただきました。この件について、委員の皆さん方のご質問、ご意見等ございましたら、ご発言をいただきたいと思います。

特にございませんか。ご要望等ございましたら、お願い致したいと思っておりますが。

それではご意見もないようでございます。さらに、小委員会で議論を深めていただきたいというふうに思います。よろしくお願いを致したいと思っております。

それでは、協議第 8 号「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」と協議第 9 号「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」は継

続協議と致したいと思いをします。

次に、協議第 10 号「新市建設計画（新市まちづくり計画）について」を事務局から説明願います。

事務局

65 ページをお開き願います。協議第 10 号「新市建設計画（新市財政計画）について」であります。

新市建設計画、まちづくり計画につきましては、第 2 回協議会では策定方針、第 3 回協議会では計画の骨子、第 4 回協議会では第 1 章から 3 章までの将来構想編、第 7 回協議会では第 4 章から 7 章までのまちづくり基本施策等、提案させていただきました。

本日は、第 8 章ということで、新市の財政計画について提案をさせていただきます。

この財政計画につきましては、お手元に配布してあります別紙資料の新市財政計画説明資料に基づきまして説明をさせていただきます、67 ページから 73 ページまでの説明に代えさせていただきますので、ご了承願います。

まず、A 4 版の縦版の「新市財政計画（説明資料）」から説明させていただきます。A 4 縦版でございます。

大変失礼を致しました。それでは説明資料の 1 ページをお開き願いたいと思いをします。「財政計画の目的と作成方法の考え方」についてであります。

新市建設計画における財政計画につきましては、将来にわたる財政運営の動向を探るとともに、行財政運営や実施事業についてもこの財政計画に基づいたまちづくり計画であることの検証を行うものであります。

新市財政計画は、統計上の普通会計ベース、一般会計で作成しております。作成の考え方は、歳入歳出につきまして新市まちづくり計画に沿った事業などについて一つひとつ勘案することは困難でありまして、歳入歳出の各項目についてそれぞれ条件を設定して、推計するという方法を採用させていただきました。合併に関する国や県による財政支援措置などを盛り込みながら、将来にわたる健全財政の維持を基本にした推計となっております。

従いまして、新市においては、この計画は一定の指針としながらも、年度ごとに状況に応じて検討を加え、堅実な財政運営を基調とした予算編成を行うこととなりますので、新市において策定する予算とは必ずしも一致するものではありませんので、お断り申し上げておきたいと思いをします。

次に 2 ページでございます。「財政計画の具体的な作成方法」であります。

1) としまして、財政推計の方法（フロー図）をご覧いただきたいと思いをします。どういう方法で作成したかを示してあります。まず、4 町の平成 16 年度の決算見込み額を算出致しまして、その額を基に、過去の推移や国の制度改正等を踏まえ、平成 17 年度および 18 年度以降の見込み額を算出致しました。この 18 年度以降の 4 町合わせた数値を基に、区分にありますような各種の公共料金やサービスの調整による影響額、人件費等の削減額、国や県の財政支援額等を加減しながら新市の財政計画を試算を致しました。

2) でございますが、推計期間であります。他の例を見ますと、通常 10 年間の財政推計を行いますが、今回の財政計画につきましては、合併後の平成 18 年度から平成 33 年度までの 16 年間について財政状況を検証したところでございます。地方分権や国や地方の財政難に対応した三位一体改革等の制度改革や構造改革の方向性、また現在の経済状況を考えると、来年度の予算さえ組むことが困難な状況でありまして、むやみに将来にわたる

財政状況を示すことは、住民の皆様には混乱をきたすことになると考えられます。

しかしながら、16年間とした理由と致しましては、合併に伴います国の財政支援措置であります普通交付税の合併算定替えであります。これは、合併後11年目から段階的に減額され、16年目で一本算定となり、本来の新市の普通交付税額となるためであります。この時点で新市の財政基盤が健全なものとなっているか、国や県の財政支援の効果や合併による行政経費の削減状況等、財政面での合併の効果を住民の皆様にお示しする必要があると考えたからでございます。

3)でございますが、歳入・歳出についての考え方であります。この2ページから3ページにかけて、歳入、歳出それぞれに項目ごとに推計の考え方をお示しをしております。時間の関係上、説明は省略させていただきますが、3ページをお開き願いたいと思っておりますが、3ページの地方交付税のうち普通交付税の支援措置であります。算定替えの考え方や地方債での合併特例債の考え方、歳出のうち、職員数の考え方については7ページ以降で説明をさせていただきます。

4ページでは、「三位一体改革の見込み」ということで、政府が発表した内容と財政計画での考え方をお示しをさせていただいております。新聞等でも話題となっておりますので、財政計画での考え方を中心に説明をさせていただきます。

「国庫補助負担金の改革」では、個別具体的な内容は示されておりませんので、削減される事業毎の積み上げができません。国が削減する額を全国の県や市町村が交付されている国庫支出金と4町の交付されている国庫支出金の割合で算出を致しました。そうしますと、新市での削減額は2億4千万円となります。併せて県の支出金も削減を見込み、国庫支出金削減額の2分の1の額、1億2千万円を見込みました。

5ページをお願い致します。「税源移譲」での考え方ですが、この額につきましても、具体的な内容が示されておりませんので、按分で算出致しました。先ほどの国庫支出金の削減に対しまして、税源移譲がどれだけの割合になるかを計算し、税源移譲額を算出をしております。その結果、新市への税源移譲額は1億3千万円となります。

次に、6ページ、「普通交付税」についてあります。基本的には合併後10年間は減少するものと見込んでおまして、11年目以降は、国の交付税会計も改善され、安定した額が交付されるものとして推計をしております。三位一体改革に伴う分としては、国庫支出金の削減分が税源移譲されますが、削減額の全額は移譲されませんので、その差額分の80%が普通交付税で措置されるものとし、その額は1億8千万円と見込みました。

従いまして、6ページの下の方にありますように、三位一体改革によります財政への影響額は、差引5千万円が歳入減となるものと見込んでおります。

次に、7ページをお開き願います。ここでは、合併に対する財政支援であります。普通交付税の算定替えの考え方を説明致します。地方交付税は、地方自治体間の財源の不均衡を是正し、すべての地方自治体が合理的で妥当な水準の行政を行うのに必要な財源を保障するものであります。普通交付税の算定については、各町ごとに算定されておりますが、4町が合併して1つの市になりますと、当然1つの団体として算定をされます。このことを「一本算定」と言っております。資料の一本算定の額の部分であります。一本算定となりますと、4町分の基本的な行政経費がひとつ分となります。

ので、当然現在の 4 町の合計額より少なくなります。資料の 4 町単独計算の合計の部分との比較になります。しかし、合併しても経費の節減は合併後すぐにできるものばかりではないことから、普通交付税については、合併後 10 年間は 4 町がそれぞれ市であることとして、毎年算定した額の合計額を交付されます。資料の算定替えの部分であります。その後の 5 年間で段階的に増加分が縮減されます。この制度を「合併算定替」と言います。

推計にあたっては、表にありますように、平成 16 年度の 4 町算定替えと一本算定額の試算をしまして、各町の普通交付税推計の伸び率に合わせて推計を致しました。したがって、合併 16 年後の一本算定と算定替えを比較すると、約 11 億 3 千 600 万円の差となります。

次に、8 ページでございます。この 8 ページでは、職員数の考え方をお示しをしております。職員数につきましては、全国の類似団体から 6 つの市を選定しながら、職員数の検討をしましてまいりました。具体的な組織・機構はまだですが、国からの事務移譲が更に進むと予想されますが、10 年後の目標職員数を 600 人と設定をしております。現在の職員数から 285 人の削減となります。

職員数の推移の表にあるように、合併当初は行財政改革をできるだけ早く進めるために、採用を抑制しながら、平成 27 年度の 600 人を目指すというところであります。

続きまして、9 ページをお開き願います。ここでは、合併特例債の考え方をお示しをしております。合併特例債には、1) と 2) にあるように、建設事業に対するものと、地域振興のための基金を造成するためのものがあります。いずれも、事業費の 95% に特例債を充てることができまして、その利息を含めた償還金の 70% が普通交付税で措置されることとなっております。

囲みの中の 2 つ目の表をご覧いただきたいと思いますが、この財政計画では、新市の普通建設事業費を前期 5 年間は 40 億円、後期 5 年間は 60 億円、10 年間で合計で 500 億円としており、その財源として合併特例債をご覧のとおり各年度において想定致しまして、10 年間で約 211 億円の発行を見込んでおります。新市では、最高 419 億円の発行が可能であります。将来の財政負担を考慮しまして、約半分に抑えているところでございます。

地域振興のための基金でございますが、これについては表にあるとおり、標準基金規模の 22.5 億円を満額積み立てることと致しまして、その 95% の約 21.3 億円の合併特例債を見込んでおります。

次に、10 ページでございます。10 ページでは、ここでは合併によるメリットと致しまして、財政面における合併の効果を金額で示しております。金額はすべて平成 17 年度の推計値と新市の各年度の推計値との比較を 10 年合計分で示したものでありますので、ご承知お祈りいたします。

1) では、経費の削減効果としまして、まず、町長、助役などの特別職や農業委員などの行政委員の減少によるものとして約 15 億円、2 つ目として、議会議員の減少によるものとして約 10 億円、先ほど説明しました一般職員 285 名の削減によるもので、約 110 億円となります。人件費として、合わせた 135 億円の削減が見込まれます。

また、消耗品や委託料など、物件費についても、合併直後には臨時的経費が想定されますが、管理部門の統合や事務事業の効率化によりまして事務経費が削減されますので、10 年間で約 44 億円の削減が見込まれます。

次に、2) でございますが、ここでは合併による国や県の財政支援の金額をお示しをしております。としまして、普通交付税では先ほど合併

算定替として、10年間で約51億円、合併補正というもので5年間で約8.3億円、2つ合わせまして普通交付税では、約59.3億円が措置されます。また、特別交付税としまして、包括的に3年間で段階的に総額約9.5億円措置されます。合併市町村補助金として国から6億円、の合併支援特別交付金としまして県から7億円がそれぞれ交付されます。以上のような削減効果や財政支援があるということでございます。

以上で説明資料によりまず説明を終わりにして、引き続き、その後ろのA3版の財政計画表の説明をさせていただきます。

今ほどの説明内容で新市におけます財政を推計したものが、お手元の財政計画表であります。各年度の収支が分かるようにと、基金などによる財政調整をしております。歳入歳出差引額の欄をご覧くださいと思いますが、実質的な合併初年度の18年度から4年間は収支がマイナスとなっておりますが、平成22年度からは合併による人件費の抑制などの効果が現れまして、プラスに転じ、結果として、10年間の合計では、37億5千万円の黒字となっております。

ご覧のように合併をしてもその効果はすぐには現れませんので、住民の方々にもご理解いただきながら、住民と行政が協働で行財政改革に取り組んでいく必要があると考えております。

合併当初4年間の財源不足については、表の下の参考欄にありますように、財政調整基金や減債基金でまかないながら、財政を運営することとなりますので、少なくともまかなえるだけの基金は持ち寄ることが必要となります。財政調整基金も4年後には非常に少なくなります、その後の収支差引の余剰額については財政調整基金に積み立てております。普通交付税が一本算定となります平成33年以降についても、事務の効率化や職員の削減など行政のスリム化が達成されまして、基金等を有効に活用しながら健全な財政運営の維持は十分可能と考えております。

以上が、財政計画の説明でございます。申し訳ありませんが、ここで協議会の会議資料に戻っていただきまして、協議会資料の66ページをお開き願います。66ページでございます。

第7章公共的施設の統合・整備については、第7回の協議会で説明させていただきましたが、包括すぎるのでは、また具体的な事業を示されないのかといったご質問がありましたので、新市において整備を行う、または整備について検討する公共的施設としてこの表のとおり記載をさせていただきました。

以上、簡単でございますが、新市計画、新市建設計画、まちづくり計画についてご説明を終わらせていただきます。以上でございます。

会 長 　　ただいま事務局の方から協議第10号についての説明がございました。財政計画は合併後10年間で推計してあります。

これまで、協議会で協議された内容や国の動向を考慮していきながら作成してあります。また、合併特例法に規定されています地方交付税の特例措置や合併特例債等につきましても金額をお示ししてあります。

この件についてご質問、ご意見等がございましたら、またご発言をいただきたいと思っております。

前川委員 　　丸岡の前川です。新市財政計画の説明を今受けまして、10年間の建設事業で500億というふうなお話がありました。また特例債を使うのが211億というふうなお話だったんですが、この新しい市をつくる中での投資金額

といいますが、そういった金額はいくら見込んでいるのかといったことで、質問をさせていただきます。

事務局長 　ただ今のご質問でございますが、新市におきましては 10 年間で 500 億円の普通建設事業を見込んでおります。これが 4 町それぞれ単独であれば、いくらぐらいであって、新市になって合併メリットによっていくら増えているのかというお話だと思いますが、確たる数字はなかなか出せませんけれども、4 町単独で集計致しますと、100 億から 200 億の間ぐらいだと思っております。ですから、合併メリットによって約 300 億を上回る額が普通建設事業として確保ができると。この金額によりまして、先ほどご覧いただきました 66 ページ、新市において整備を行う、または整備について検討するとか、あるいは新庁舎ですね、新庁舎建設をこの中で行っていきたいと考えております。

前川委員 　この 66 ページに新市においての整備を行う、検討する公共的な施設というふうな羅列がうたっております。そんな中で三国中学校の改築、丸岡中学校の改築、春江中学校の改築、坂井中学校の改築といったようなことが改築工事で、あとの保健センター、総合保健施設、文化会館、総合体育館、これらは新たに建設するところというふうなことになるのかなとこういうふうに思うんですが、この中学校ですね、分かりましたら、大体その建設がいつできたのかと。また耐震工事とかそういったものがどういう進みであるのかということ、分かりましたら報告していただきたいなとこういうふうに思います。

事務局長 　申し訳ございません。また改めてご報告させていただきます。

会 長 　次の協議会の方でまた詳しくまた説明をさせていただきたいと思っております。その他にございませんでしょうか。

古道委員 　三国の古道でございます。別刷りの 9 ページ、一番最後ですね、これに挙がっておりますように、この合併によるメリットという項目がございますが、事前協議でも私ちょっとお聞きをしておりますけれども、この内容につきましては、ちょっと一般の住民の方々には分かっておられない部分ではないかというふうに思いますので、ここですと、概略法的にですね、そのメリット、このトータルのメリットがですね、いくらになるのかということで、この数字を合算しますとですね、大きな 1 と 2 を抜粋しますと、260 億か 70 億になるかと思いますが、荒っぽい言い方で申し訳ございませんけど、一応合併することによって 10 年間で 2 百 6、70 億のメリットが出てくるということで理解してもよろしいでしょうか。

それとですね、もう 1 つはこの 66 ページに書いてありますように新しい整備する事業を一応明記するというようなことで、これも事前に説明会でも要望させていただいた所でもありますけれども、この所にですね、本庁舎が入っておりますが、これはですね、どうでしょうか。必要ではありませんか。この 2 点につきまして、お伺いしたいと思います。

事務局長 　今、ご質問いただきました合併によるメリットでございますが、この 10 ページに書いてございますのを足しますと 260 億強でございます。これが数字としてすぐさま見えるメリットかと思えますし、先ほど申し上げまし

た隣の 9 ページにあります建設事業、500 億の中で 300 億を上回る額が合併メリットとしてできるんだというお話をしておりますので、それも合併によるメリットかなと思います。

それともう 1 点ご質問いただきました新庁舎の建設の件でございますけれども、これは新市の事務所の位置の所で新庁舎建設については一度お示ししてると思うんですけれども、まだ継続協議になっておりますので、その所も調整の中でお示しできると思っております。

古道委員 そうしますと 9 ページに書いてありますのは、これは一応ですね、260 億というのは、合併特例債を除いた部分のメリットであると。それに加えて、特例債のメリットが加わるということで理解すればいいわけですね。例えば、平均的に申し上げれば、1 年間に 26 億円程度の表向きのメリットが出てくるということで理解してよろしいですね。

事務局長 結構でございます。ただ、平均に致しますと、初年度からそれだけの効果かということになります。職員の削減っていうのはだんだん年を追うごとに効果が高まってまいりますので、なかなか平均視するっていうのは難しいかと思えます。

古道委員 住民に対して、分かりやすくちょっと申し上げる中身の中でこういうことを申し上げたわけでございますので、どうもありがとうございました。

会 長 他にございませんでしょうか。

委員の皆さん方からいろいろご意見をいただいたわけでございます。この財政計画は新市建設計画の一部を為すものでございまして、次回までの継続協議と致したいと思えます。そういった中で委員の皆さんも十分ご検討をいただきたいというふうに思えます。

本日ご協議いただきたい項目はすべて終了致しました。その他について事務局の方から説明がありましたら、お願いを致したいと思えます。

事務局長 それでは資料の表紙の裏、会議次第にお戻りいただきたいと思えます。第 11 回の協議会のご案内でございます。次回の合併協議会は 1 月 27 日、木曜日、午後 1 時 30 分から春江町ハートピア春江で開催致します。次回の協議事項は、ここに記載の 7 項目及び継続協議となっております新市の事務所の位置、あるいは議会の議員の定数・任期の取扱い、農業委員会の委員の定数・任期の取扱い、新市建設計画を予定しております。

以上をもちまして、第 10 回坂井郡四町合併協議会を終了致します。ありがとうございました。

会 長 ありがとうございました。

下迫委員 大変申し訳ございません。次回が 1 月 27 日ということで、事務局からご報告をいただきました。今日はですね、財政計画を含めて諸案の案件を審議させていただきました。残念ながら、向かい側、春江町の委員の人がご出席いただかなかったことは非常に残念な思いもしますし、むなしい思いを致しているわけでございます。

昨日、私たち議会から選ばれた委員、さらには正副議長さん、春江町側

からもご出席いただきましてですね、せっかくここまでやってきたいろんな問題をクリアするためにも、4町合併ということをもっと基本に踏まえて、今一度、町長の本意を促し、且つまた真剣に取り組んでいく、スタートできるような体制をお願いをしたいということで、私たちは非常に長い時間協議を致してきた事実があるわけでございます。

次回、27日までというひとつの日程が区切られているわけでございますけれども、3町長さんもですね、ひとつ春江町長に十分に本意を促しながら4町でのスタートができるような体系を精一杯最後にかけてご努力をお願いをしたいということだけご要望申し上げておきたいと思っております。

会 長 今、下迫委員からご心配されるご意見ということで、当然のことだというふうに思ってますし、委員の皆様方はじめ、職員の方々、いろんな方々に大きなご苦勞もいただいているわけでございます。この半年間というのは大変皆さんにもご苦勞があったというふうに思います。そういった中でも委員の皆さんもお互いに批判をすることもありました。そういった中で半年間の間、こうやって一生懸命やってもらいましたし、そういった中でも十分、この半年間というものを無駄のないように私は、3町長さんおられますが、いまいち同様に昨日ある所でも一緒になりましたし、そういった中で全力をこの4町合併に向けて、最後まで全力を傾注していきたいなと思っておりますので、委員の皆様方はじめ、またここにお集まりの皆さん方のまた力強いご支援を賜りますようお願いを致したいというふうに思っております。

大西委員 民間から選ばれた者として、春江とは昔からお付き合いがあるわけですね。ほんで、塵埃の末に、町長さんはああいうふうにおっしゃいましたんですけど、今、会長さんがおっしゃたように、ぜひとも4町が合併することがベストだと思っておりますので、働きかけをお願いしたいと思っております。長いこと九頭竜川の対岸にいるものとして、やはり春江町をおいてはですね、なかなか合併することは難しいんじゃないかと思っておりますので、ご努力の程よろしくお願い致します。

堂越委員 すいません。大変遅くなったんですけども、私も春江の人から何人も電話を受け取りました。そして、どうしても春江と一緒に連れて行ってほしいと。町長さんはああ言いなるけど、町民自体としては4町合併について理解を示していると。そういうなんで、どうしても一緒にいきたいというのが住民の意見ではないかと思うんです。やはり、4町合併のこの筋だけはどうしても通してほしいなというように思っております。よろしくお願い致します。

岡本委員 坂井町の岡本でございます。これは坂井町でなくして、昨日、4町の4町合併推進議員連盟の会議を開きまして、春江町さんの両名の方もお越しをいただきまして、我々約3時間ほど熱心に討議を致しまして、3町の先ほど下迫委員の方からもご報告がありましたように、我々議会も首長さんのお考えのもとにぎりぎりの線までですね、春江町さんをお待ちをしながら、なんとしても4町で合併をしていきたいということをお我々議員一同も強い決意を持っておりますので、どうか坂本会長、首長さん方、よろしくお願いしたいということで、ちょっと遅れましたんですけども、お願いを致しますのでよろしくお願い致します。

会 長 もう皆さんのお気持ちもよく分かりますので、3町も精一杯努力していきたいなというふうに思いますんで、よろしくお願い致します。
あとご意見よろしいでしょうか。

釣部委員 町長さんとして今のコメントをお願いします。

林田副会長 私もこだけ長い時間かけてですね、特に春江の町長さんは不参加とおっしゃいませけれども、先ほどからお話しあるように春江の町民の皆さん方からこの4町合併を進めてほしいという声をお聞きしておりますので、私どもとしては門戸を開きながら今日のように十分協議しながら、また春江町の皆さん方のご意見を聞きながら、対応したいと考えております。特にいろんな住民説明会で福井市の方がいいというふうないろんなお話があるようでございますけれども、今日ご論議いただきましたように保育料とか乳児医療とか、そういうふうなものについては合併して初めてできるという住民サービスを取り組むということでもありますので、そういう意味では、この4町合併は町民にとってマイナスではないとこういうふうに思っておりますので、どうかその辺で春江町の議会の皆さん方の力と議会の皆さん方の力に期待をしたい。町長さんはああおっしゃってるけど、町民は違うってそういうふうな声でここへまた戻ってこられることを本当に願うものであります。

伊藤副会長 お疲れのところ大変恐縮でございます。ここは丸岡の会場ですから、丸岡の町長さん、議長さんが縷々申し上げたとおりでございますんで、私も本当に4町長が議長さん方と協議を重ねた結果、やはり我々3町に対して、春江町の住民を代表する4町合併推進協議会なるその会長さん以下、3町を訪ねられてどうでも坂井郡四町合併の仲間に入れてほしい。そのままにしてほしい。だから、話は進められてもいいですけども、必ず春江町が入ってくる間口だけは閉めないで置いてほしいと住民の方の代表の意見でございましたので、我々もそうした春江町住民の方の意見を尊重して、今日もこうして、そして、また27日も法定協議会是这样して継続をしているのでございます。私も4町合併変わらぬ気持ちは一緒でございますので、これからもまた春江町の皆様方にお訴えをしながら、是非とも4町合併を成し遂げたい気持ちで一杯でございます。ご理解をいただきたいと思いません。

半田委員 すいません。坂井町の半田です。ここに3人、女性いらっしゃいますけれども、考えは同じだと思いますので、ちょっと述べさせていただきます。
私たちもいろんな所で、坂井郡1つになってっていう行事がたくさんあります。だから、町長さんも初心に戻ってほしいな。その気持ちに戻ってほしいなと思っておりますし、4町が合併することを本当に願っておりますので、最善尽していただきますようお願い致します。

事務局長 それから、一点、本日の協議結果を多分日曜日になるかと思いますが、号外で4町の皆様に新聞折込みでお知らせしたいと思っております。以上でございます。